



埼玉県報

第 2 4 0 7 号
平成24年7月17日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [\(仮称\)東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業に係る環境影響評価書の縦覧\(環境政策課\)](#)
- [東松山都市計画事業\(仮称\)葛袋土地区画整理事業に係る環境影響評価書の縦覧\(環境政策課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [農業振興地域の区域の変更\(農業政策課\)](#)
- [東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画用途地域の変更\(都市計画課\)](#)
- [狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針\(都市計画課\)](#)
- [狭山都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [西吉見南部土地区画整理組合の設立認可\(市街地整備課\)](#)
- [東松山都市計画事業葛袋土地区画整理事業の施行認可\(市街地整備課\)](#)
- [機動救助車\(NBC車\)の購入に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [機動救助車\(水難救助車\)の購入に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [一般国道122号の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま鳩ヶ谷線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道保谷志木線\(栗原交差点\)の区域の変更\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道練馬所沢線\(栗原交差点\)の区域の変更\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(総務課\)](#)

告 示

埼玉県告示第九百八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年七月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人にんじん畑
- 三 代表者の氏名
齋藤 はつえ
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市石神二丁目四番八号（石神マーケットばお内）
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者が地域で当たり前に生きていける新座市をめざし障害者の自立と社会参加を支援し、障害者と健常者が共に生きる地域社会の自然環境や社会制度の充実に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人春日部ゆい

三 代表者の氏名

大湯 通子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市八丁目四百十四番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者の置かれている現状と、その環境の改善を図るため、障害児・者の支援事業を行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月十日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人のぎく寮
（変更後）特定非営利活動法人のぎく会

三 代表者の氏名

加藤 喜信

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡吉見町大字蚊斗谷六十四番地一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、知的障害者の人々に対し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法に基づく共同生活援助を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、知的障害者の人々に対し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、生活寮及びケアホーム等の生活支援及び就労支援を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はあとびい

三 代表者の氏名

田母神 由美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡ときがわ町大字別所字悪戸四十三番地六

五 定款に記載された目的

（変更前）一 この法人は高齢者、障害者の方に対し、訪問介護事業、予防訪問介護事業、通所介護事業、予防通所介護事業、移送事業を行い、地域社会福祉事業の向上に寄与することを目的とする。

二 この法人は心身障害者（児）、中高齢者、青少年をはじめとする国民各層の健全かつ明るく豊かな生活を支援するため、精神・身体面の向上に向けて、スポーツ・レクリエーションを推奨していくことを目的とする。

（変更後）一 この法人は高齢者、障害者の方に対し、訪問介護事業、予防訪問介護事業、通所介護事業、予防通所介護事業、移送事業を行い、地域社会福祉事業の向上に寄与することを目的とする。

二 この法人は心身障害者（児）、中高齢者、青少年をはじめとする国民各層の健全かつ明るく豊かな生活を支援するため、精神・身体面の向上に向けて、スポーツ・レクリエーションを推奨していくことを目的とする。

三 この法人は心身障害者（児）が自立した生活を送るために室内作業や農作業などを提供し、生活訓練作業及びコミュニケーション訓練などを実施、支援し、安心して暮らせる社会作りに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年七月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひだまり
- 三 代表者の氏名
保谷 房子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市古久喜八百四十五番地「三 四〇七」
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者が健康で生きがいのある生活を送るために必要なサービスと情報を提供し、地域で安心して暮らせる生活環境の実現、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百八十七号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、吉見町から吉見町の区域内において行われる（仮称）東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

吉見町地域振興課

東松山市環境政策課

坂戸市環境政策課

川島町町民生活課

二 縦覧の期間

平成二十四年七月十七日（火）から同年七月三十一日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時三十分まで

告 示

埼玉県告示第九百八十八号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、東松山市から東松山市の区域内において行われる東松山都市計画事業（仮称）葛袋土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

東松山市まちづくり住宅課

滑川町環境課

嵐山町環境農政課

鳩山町生活環境課

二 縦覧の期間

平成二十四年七月十七日（火）から同年七月三十一日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時三十分まで

告 示

埼玉県告示第九百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや所沢西武園店

埼玉県所沢市大字荒幡字東向大谷千三百五十九 十七外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

当該事業所は、騒音・振動規制対象事業所であることから、騒音・振動については適切な対策・対処をすること。

二 縦覧期間

平成二十四年七月十七日から平成二十四年八月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第九百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

日本ファイルコン若狭北ビル（いなげや所沢狭山ヶ丘店）

埼玉県所沢市若狭一丁目二千九百三十八番二

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

営業時間延長による騒音が懸念される。周辺の生活環境を悪化させないよう
に充分配慮すること。

二 縦覧期間

平成二十四年七月十七日から平成二十四年八月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第九百九十一号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、吉見農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 追加する区域

なし

二 削除する区域

比企郡吉見町大字西吉見四百十四番地、四百二十五番地一、四百二十六番地一から四百二十六番地四まで、四百二十七番地一から四百二十七番地四まで、四百二十八番地一から四百二十八番地四まで、四百二十九番地一から四百二十九番地五まで、四百三十番地一、四百三十番地二、四百三十一番地一から四百三十一番地十まで、四百三十二番地一から四百三十二番地八まで、四百三十三番地一から四百三十三番地九まで、四百三十四番地一から四百三十四番地三まで、四百三十五番地一、四百三十五番地二、四百三十六番地一から四百三十六番地三まで、四百三十七番地、四百三十八番地一、四百三十八番地二、四百三十九番地一から四百三十九番地五まで、四百四十番地一、四百四十番地二、四百四十一番地一、四百四十一番地二、四百四十二番地一から四百四十二番地十四まで、四百四十三番地一から四百四十三番地十まで、四百四十四番地一から四百四十四番地六まで、四百四十五番地、四百四十六番地一、四百四十六番地二、四百四十七番地一から四百四十七番地五まで、四百四十八番地、四百四十九番地一から四百四十九番地四まで、四百五十番地一から四百五十番地九まで、四百五十一番地一から四百五十一番地七まで、四百五十二番地一から四百五十二番地六まで、四百五十三番地一から四百五十三番地九まで、四百五十四番地一から四百五十四番地九まで、四百五十五番地一、四百五十五番地二、四百五十六番地一から四百五十六番地九まで、四百五十七番地一から四百五十七番地六まで、四百五十八番地一から四百五十八番地七まで、四百五十九番地一から四百五十九番地八まで、四百六十番地一から四百六十番地十一まで、四百六十一番地一から四百六十一番地五まで、四百六十二番地一、四百六十二番地二、四百六十三番地一から四百六十三番地六まで、四百六十四番地一から四百六十四番地四まで、四百六十五番地一、四百六十五番地二、四百六十六番地一から四百六十六番地五まで、四百六十七番地一から四百六十七番地八まで、四百六十八番地一から四百六十八番地七まで、四百六十九番地一から四百六十九番地三まで、四百七十番地一から四百七十番地七まで、四百

七十一番地一から四百七十一番地三まで、四百七十二番地一、四百七十二番地二、四百七十三番地一、四百七十三番地二、四百七十四番地一から四百七十四番地四まで、四百七十五番地一から四百七十五番地四まで、四百七十六番地一、四百七十六番地二、四百七十七番地、四百七十八番地一、四百七十八番地二、四百七十九番地一から四百七十九番地六まで、四百八十番地一から四百八十番地八まで、四百八十一番地一、四百八十一番地二、四百八十二番地、四百八十三番地一、四百八十三番地二、四百八十四番地一から四百八十四番地三まで、四百八十五番地、四百八十六番地、四百八十七番地、四百八十八番地、四百八十九番地一、四百八十九番地二、四百九十番地一から四百九十番地五まで、四百九十一番地、四百九十二番地一から四百九十二番地七まで、四百九十三番地、四百九十四番地一、四百九十四番地二、四百九十五番地一から四百九十五番地四まで、四百九十六番地、四百九十七番地一、四百九十七番地二、四百九十八番地、四百九十九番地、五百番地一から五百番地六まで、五百一番地一から五百一番地四まで、五百二番地一、五百二番地二、五百三番地一から五百三番地三まで、五百四番地一、五百四番地二、五百五番地一、五百五番地二、五百六番地一から五百六番地三まで、五百七番地一から五百七番地四まで、五百八番地、五百九番地一から五百九番地三まで、五百十番地、五百十一番地、五百十二番地一から五百十二番地三まで、五百十三番地一から五百十三番地三まで、五百十四番地、五百十五番地一から五百十五番地四まで、五百十六番地一、五百十六番地二、五百十七番地一から五百十七番地四まで、五百十八番地一から五百十八番地四まで、五百十九番地一から五百十九番地八まで、五百二十番地一、五百二十番地二、五百二十一番地一から五百二十一番地三まで、五百二十二番地一から五百二十二番地三まで、五百二十三番地、五百二十四番地一から五百二十四番地七まで、五百二十五番地一から五百二十五番地八まで、五百二十六番地、五百二十七番地、五百二十八番地一から五百二十八番地十五まで、五百二十九番地一、五百二十九番地二、五百三十番地一から五百三十番地五まで、五百三十一番地一から五百三十一番地五まで、五百三十二番地一、五百三十二番地二、五百三十三番地、五百三十四番地一から五百三十四番地七まで、五百三十五番地一から五百三十五番地五まで、五百三十六番地一から五百三十六番地八まで、五百三十七番地、五百三十八番地一、五百三十八番地二、五百三十九番地、五百四十番地一から五百四十番地三まで及び五百四十一番地並びに同町大字南吉見字永腐裏九百六十一番地二

告 示

埼玉県告示第九百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、狭山都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百九十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定により、土地区画整理組合の設立を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

西吉見南部土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十四年七月十七日から

平成二十八年九月三十日まで

三 施行地区

埼玉県比企郡吉見町大字西吉見の一部及び大字南吉見字永腐裏の全部

四 事務所所在地

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷四百十一番地

五 設立認可の年月日

平成二十四年七月十七日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び吉見町役場の掲示場に掲示して行う。

告 示

埼玉県告示第九百九十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第四条第一項の規定により、土地区画整理事業の施行を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

東松山葛袋開発株式会社

二 事業施行期間

平成二十四年七月十七日から

平成二十六年九月三十日まで

三 施行地区

埼玉県東松山市大字葛袋字山崎の全部、字山根甲、字山根乙、字鷹巣、字丸山、字入山、字上谷及び字中前谷の各一部、大字下唐子字坂東の一部

四 土地区画整理事業の名称

東松山都市計画事業葛袋土地区画整理事業

五 事務所所在地

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目二百八十七番地

六 施行認可の年月日

平成二十四年七月十七日

七 施行者の住所

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目二百八十七番地

八 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

九 公告の方法

事務所及び東松山市役所の掲示場に掲示して行うものとする。

告 示

埼玉県告示第九百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

機動救助車（NBC車） 1台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成25年3月29日（金）

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA、B又はCの三等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 入札説明書に示す書類を平成24年7月30日（月）午後5時までに次の場所に郵送し、又は持参し、審査の結果、納入しようとする物品について仕様書に示す各要求事項に適合することを認められた者であること。

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区二ツ宮883番地 埼玉県警察本部総務部
財務局装備課車両係 電話048-832-0110 内線704-312

- (6) 納入しようとする物品に関するアフターサービス体制が整備されていて、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度担当 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファク
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年8月2日(木)午前11時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年8月1日(水)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年8月2日(木)午前11時30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成24年8月2日(木)午前11時40分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年8月1日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年 7月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Movement rescue vehicle(NBCvehicle) .
- (2) Time-limit for the tender:By the electronic tender system;11:30 a. m., August 2,2012 By mail;5:00p.m., August 1,2012 In person;11:30 a. m.,August 2,2012
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県告示第千号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

機動救助車（水難救助車） 1台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成25年3月29日（金）

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA、B又はCの三等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 入札説明書に示す書類を平成24年7月30日（月）午後5時までに次の場所に郵送し、又は持参し、審査の結果、納入しようとする物品について仕様書に示す各要求事項に適合することを認められた者であること。

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区二ツ宮883番地 埼玉県警察本部総務部
財務局装備課車両係 電話048-832-0110 内線704-312

- (6) 納入しようとする物品に関するアフターサービス体制が整備されていて、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度担当 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファク
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年8月2日(木)午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年8月1日(水)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年8月2日(木)午前10時30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成24年8月2日(木)午前10時40分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年8月1日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年7月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lifesaving vehicle .
- (2) Time-limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 a. m., August 2,2012 By mail;5:00p.m., August 1,2012 In person;10:30 a. m.,August 2,2012
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

<p>路線名</p>	<p>百二十二号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川口市坂下町一丁目八七九番四地先から 同市坂下町一丁目一〇三八番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十四年七月十七日</p>
<p>備考</p>	<p>平成十三年十月十二日付け埼玉県告示第千五百五十一号及び平成二十四年七月十三日付埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号で区域変更した部分の一部の供用開始</p>

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

路線名	さいたま鳩ヶ谷線
供用開始の区間	川口市桜町二丁目八一番三地先から同市桜町五丁目一〇五番一三地先まで
供用開始の期日	平成二十四年七月十七日
備考	平成二十三年二月一日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号で区域の変更した区間の一部の供用開始

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年七月十七日から三十日間埼玉県朝霞県土整備部道路環
境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 保谷志木線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>六地先まで</p> <p>同市栗原一丁目一〇三六番</p>	<p>六地先から</p> <p>新座市栗原三丁目二六〇番</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・五〇}</p> <p>一九・一八</p>	<p>八・七二}</p> <p>一四・四〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二四〇・六二</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新 井 伸 二

一 道路の種類 県道

二 路線名 練馬所沢線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先まで</p> <p>同市栗原三丁目二八〇番三</p>	<p>四地先から</p> <p>新座市栗原三丁目二八二番</p>	<p>区 間</p>
<p>一四・九四</p> <p>三四・一六</p>	<p>八・〇〇</p> <p>二八・四五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八四・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

告 示

埼玉県教委告示第二十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年七月十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十四年七月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について